

第502回（定例）福崎町議会会議録

令和4年3月4日（金）
午前9時30分開 会

○令和4年3月4日、第502回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	三輪一朝	8番	宇崎壽幸
2番	石川治	9番	植岡茂和
3番	大塚記美代	10番	前川裕量
4番	吉高平記	11番	松岡秀人
5番	河嶋重一郎	12番	小林博
6番	牛尾雅一	13番	竹本繁夫
7番	富田昭市	14番	城谷英之

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 岩木秀人 主 査 塩見浩幸

○説明のため出席した職員

町 長	尾崎吉晴	副 町 長	近藤博之
教 育 長	高橋涉	公営企業管理者	福永聡
技 監	野邊正彦	会計管理者	小幡伸一
総務課長	尾崎俊也	企画財政課長	吉田利彦
税務課長	三木雅人	地域振興課長	成田邦造
住民生活課長	大塚久典	健康福祉課長	谷岡周和
農林振興課長	松岡伸泰	まちづくり課長	山下勝功
上下水道課長	橋本繁樹	学校教育課長	大塚謙一
社会教育課長	松田清彦		

○議事日程

第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸報告
第 4	議案第 2号 人権擁護委員の推薦について
第 5	議案第 3号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第 6	議案第 4号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
第 7	議案第 5号 福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
第 8	議案第 6号 福崎町課設置条例の一部を改正する条例について
第 9	議案第 7号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
第10	議案第 8号 福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に

- ついて
- 第 1 1 議案第 9 号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
 - 第 1 2 議案第 1 0 号 福崎町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 第 1 3 議案第 1 1 号 令和 3 年度福崎町一般会計補正予算（第 8 号）について
 - 第 1 4 議案第 1 2 号 令和 3 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
 - 第 1 5 議案第 1 3 号 令和 3 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
 - 第 1 6 議案第 1 4 号 令和 3 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
 - 第 1 7 議案第 1 5 号 令和 3 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
 - 第 1 8 議案第 1 6 号 令和 4 年度福崎町一般会計予算について
 - 第 1 9 議案第 1 7 号 令和 4 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
 - 第 2 0 議案第 1 8 号 令和 4 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について
 - 第 2 1 議案第 1 9 号 令和 4 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について
 - 第 2 2 議案第 2 0 号 令和 4 年度福崎町水道事業会計予算について
 - 第 2 3 議案第 2 1 号 令和 4 年度福崎町工業用水道事業会計予算について
 - 第 2 4 議案第 2 2 号 令和 4 年度福崎町下水道事業会計予算について
 - 第 2 5 議案第 2 3 号 福崎町道路線の廃止について

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案第 2 号 人権擁護委員の推薦について
- 第 5 議案第 3 号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 4 号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 5 号 福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 6 号 福崎町課設置条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 7 号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 1 0 議案第 8 号 福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 1 1 議案第 9 号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 1 0 号 福崎町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 3 議案第 1 1 号 令和 3 年度福崎町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 第 1 4 議案第 1 2 号 令和 3 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 5 議案第 1 3 号 令和 3 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について

- 第 1 6 議案第 1 4 号 令和 3 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
について
- 第 1 7 議案第 1 5 号 令和 3 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 2 号）につい
て
- 第 1 8 議案第 1 6 号 令和 4 年度福崎町一般会計予算について
- 第 1 9 議案第 1 7 号 令和 4 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 2 0 議案第 1 8 号 令和 4 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 第 2 1 議案第 1 9 号 令和 4 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について
- 第 2 2 議案第 2 0 号 令和 4 年度福崎町水道事業会計予算について
- 第 2 3 議案第 2 1 号 令和 4 年度福崎町工業用水道事業会計予算について
- 第 2 4 議案第 2 2 号 令和 4 年度福崎町下水道事業会計予算について
- 第 2 5 議案第 2 3 号 福崎町道路線の廃止について

開会及び開議

議

長 皆さん、おはようございます。

第 5 0 2 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まだまだ朝夕、寒い日が続いておりますが、日ごとに春の兆しを感じられる季節になってまいりました。議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご参集を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきまして、引き続き感染防止対策を行う中での本定例会開催となります。会議中、発言時を含め、マスクの着用をお願いいたします。なお、演壇、質問席等及び議長席については、マウスシールド等の着用を可といたします。換気のため、傍聴席入り口のドアを開けて進めさせていただきま。手指消毒液を議場ロビーに配置しておりますので、ご利用ください。議場に入場される方の検温を実施しておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。感染症の予防及び拡大防止に配慮して運営してまいりたいと思いますので、議員、理事者及び傍聴者の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

さて、本定例会に提出されております案件は、議案第 2 号から議案第 2 3 号までの議案 2 2 件であります。令和 4 年度予算をはじめ、いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は 1 4 名でございます。定足数に達しております。よって、第 5 0 2 回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

また、総務課及び事務局から撮影の申出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただいまから、第 5 0 2 回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第1は会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名いたします。
7番、富田昭市議員
12番、小林 博議員
以上の両議員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議 長 日程第2は、会期の決定であります。
会期の決定の件を議題といたします。
去る2月25日に議会運営委員会を開いて検討をお願いしましたところ、既に皆さんのお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から3月28日までの25日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から3月28日までの25日間といたします。

日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。
2月1日の第501回福崎町議会臨時会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告をさせます。
事務局 議会活動報告をいたします。
報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。
2月10日、第1委員会室において、ICT推進WEBセミナーを開催し、全議員が出席しました。
2月14日、県民会館において、兵庫県町議会議員公務災害補償組合議会及び兵庫県町議会議長会臨時総会が開催され、議長が出席いたしました。
3月3日、文化センターにおいて、老人大学神崎・福寿学園閉講式が開催され、議長が出席し、祝辞を述べてまいりました。
そのほかの議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。
以上です。

議 長 以上で、議会活動報告を終わります。
また、例月出納検査の報告書及び陳情書が議長宛てに提出されており、その写しを配付しております。
次は、議案の上程及び議案説明であります。これより、議案第2号、人権擁護委員の推薦についてから、議案第23号、福崎町道路線の廃止についてまでの22件を議題といたします。

町 長 これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。
皆様おはようございます。第502回福崎町議会定例会を招集しましたところ、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。
令和4年3月議会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。
今年に入り、厳しい寒さの日が続きましたが、2月も下旬になりますと日差しに暖かさが感じられるようになってきました。これから、三寒四温を繰り返しながら桜の季節が訪れることを楽しみにしています。

2月24日にロシアがウクライナに軍事侵攻しました。第2次世界大戦後も局地的な戦争は起こってはいましたが、これほど世界各国から非難される侵略はなかったのではないのでしょうか。ウクライナがロシアを攻撃することなどは全く考えられません。欧米寄りの政権ができたからといって、他国に侵攻し、主権を侵害してロシアの言うことを聞く政権をつくる、このような行為が許されるはずはありません。我が国においても毅然とした対応を取ってほしいと思います。そして、早くロシアがウクライナから撤退する環境が整えられ、外交による解決が図られることを願っております。

新型コロナウイルスが国内で最初に確認されてから3年目になります。今年に入ってからオミクロン株による感染が急拡大していましたが、ここに来てようやくピークアウトの兆しを見せています。しかしながら、病床はなお逼迫しており、まだまだ予断を許さない状況が続いています。

そのような状況の中で、本町でも3回目のワクチン接種を進めています。医療従事者、高齢者施設等の入所者及び従事者は優先接種を実施しました。65歳以上の高齢者への接種は、2月中におおむね完了しました。64歳以下の方へは、全ての対象者に接種券を発送済みで、2月下旬から接種を始めています。64歳以下の方についても2回接種後6か月空けての前倒し接種が認められましたので、本町もその体制を整えていきます。また、5歳から11歳の子どもたちへの接種は明日から実施をします。

ワクチンを接種したからといって完全に感染を防げるものではありませんが、重症化を軽減できることは間違いありません。令和4年度の重点事業としてワクチン接種をしっかりと進めると同時に、定期的な室内換気、適切なマスクの着用、小まめな手洗いや手指消毒、三密を避けることなど、日常生活での基本的な感染対策の重要性についても周知に努めてまいります。

さて、年末の新聞に気になる記事がありました。日本は30年間、国内総生産GDPも1人当たりの年収も伸びていない。それは、生産性が上がっていないからだ。人類が見つけたすばらしいテクノロジーを、欧米や中国は開発と同時にいとも簡単に取り込んでしまうが、日本は全然取り込めていない。生産と物流、販売が全然つながっていない。AIでつなげば最適解を出せるのに、てんでばらばらなことをやっている。一事が万事で、1人一律10万円給付のような国策もスムーズに実施できない。裏返せば、遅れていた分を急速にキャッチアップすることで日本はまだ成長できる。国も、地方自治体も企業もコロナ禍を契機にやるべきことを全部やろうとする決意ができたというものであります。

日本はGDP世界第3位の経済大国であります。見方を変えますと、1人当たりのGDPでは、昔は世界第2位、今は世界で24位、アジアにおいてもシンガポール、香港の後塵を拝し、近い将来韓国にも追い越されるといった予測が出ています。GDPが上がらないから、民間の企業の給料が上がらない。公務員は民間準拠だから同じく上がらない。こういった構図がずっと続いてきたわけであり、あります。

岸田首相は通常国会の施政方針演説でこう述べておられます。「経済再生の要は『新しい資本主義』の実現だ。市場に依存し過ぎたことで、公平な分配が行われずに格差や貧困が拡大した。市場に任せれば全てがうまくいくという、新自由主義的な考えが生んだ様々な弊害を乗り越え、成長と分配の好循環をつくり、持続可能な経済社会をつくっていききたい」ということです。その一丁目一番地は「デジタル田園都市構想」であります。社会のデジタル化を進めて、生産性を上げ日本を再び成長軌道に乗せることが求められていると思っています。

もう一つ重要な課題は気候変動問題への対応であります。2050年カーボンニュートラルは世界の方針であります。本町においてもその視点は忘れないように取り組んでいきたいと思っております。

福崎町もここに来て人口減少が顕著になってきました。国は、各市町に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の作成を求め、人口減少、少子・高齢化対策に取り組んでいます。しかし、私はこの課題解決に特効薬はないと思っています。一番大事なことは、町の魅力を高めて、福崎町に住んでみたい、住み続けたいと思っただけのまちづくりを進めることに尽きるということはこれまでも申し上げてまいりました。その実現のため、まちの総合力を高める指針となる第6次総合計画の策定に住民の参画と協働を得ながら、2年間をかけて取り組んでまいります。

本議会に提出する令和4年度予算は、総合計画の実現と総合戦略の取組を進め、「活力にあふれ風格のある住みよいまち～住んで、学んで、働いて 未来につながる福崎～」を築いていくための予算となるよう編成しています。

一般会計予算の総額は82億1,600万円で、対前年度比4,700万円、率にして0.6%の減となりました。特別会計を合わせた総額は、対前年度比21億6,510万円、率にして12.6%の減となる149億6,490万円いたしました。

各課が取り組む主な事業は次のとおりです。

総務課です。行政改革の一環としてのペーパーレス化を促進するため、文書の電子決裁化を本格的に実施します。令和4年2月から、全庁で課長決裁文書を中心に試験運用しており、試行錯誤しながらも全文書に広げていきます。

任期満了に伴う、参議院議員通常選挙が執行されます。そのほか、令和5年4月に執行予定の兵庫県議会議員選挙、福崎町長選挙の執行準備を行います。いずれも大切な選挙です。正確で公平・公正な執行を図ります。

職員のモチベーションを上げるため、人事評価に基づく給与等への反映をより一層推進します。また、会計年度任用職員についても能力評価を実施し、次期更新時にその評価を参考とします。

友好都市岩手県遠野市との交流事業では、遠野市の産業まつり及び福崎町秋まつりにおいて、それぞれの特産物の販売を行い、文化、教育、観光など絶えない交流を継続し友好の絆を深めていきます。

企画財政課です。令和4年度の本町の予算編成に当たっては、国、県の施策の動向を注視しつつ、福崎町総合戦略の取組の推進、行政改革実施計画及び公共施設の老朽化対策を着実に実施するとともに、重点事業・新規事業を除く予算規模の圧縮や歳出削減をしつつ、第5次総合計画の実現と、福崎町総合戦略の取組を進めるとともに、創意と工夫で輝く町を実現することを基本としました。

健全な財政運営について、各種事業を進める一方で、中長期的な見通しを念頭に置きながら、第6次行政改革実施計画に沿って改革に取り組みます。

税務課です。少子高齢社会となり生産年齢人口の減少が進み、今後貴重な自主財源である町税の伸びを期待することは困難になってきています。まずは税目ごとの課税客体の的確な把握と課税が重要であり、引き続き公平・公正な取組に努めます。

併せて国税徴収法・地方税法・町税条例並びに債権管理条例などの規定に基づき、適正な滞納整理、債権管理を行うことにより、徴収率の一層の向上を目指します。

納税者の利便性向上を図るため、令和3年5月からコンビニエンスストアでの

納付や、スマホアプリを使った決済を導入しており、想定以上の利用となっております。令和5年度からの地方税統一QRコード導入に向けて、さらに納税環境の整備に取り組んでいきます。

地域振興課です。第4期目となる自立（律）のまちづくり交付金事業では、引き続き参画と協働で進める地域の環境保全、防災、福祉活動など、自立に向けた自治会活動を支援していきます。

ふるさと応援寄附金事業では、自主財源のさらなる確保に向けて、返礼品の拡充やPRの充実に取り組めます。

また、移動販売事業「ふくふくまる」は、買物弱者対策として引き続き取り組んでいきます。

地域経済・産業の発展の観点から西部工業団地周辺部での拡張の可能性を探るため調査検討業務を実施します。

観光振興では、両観光交流センターのにぎわいづくりに努めます。また、辻川山公園のガジロウや妖怪ベンチを生かした観光PRに努めます。

七種山登山道では、東コースで支障となる倒木の除去や景観伐採など美しい登山道への回復整備を進めます。

住民生活課です。マイナンバーカードの取得促進を図るため、引き続き写真撮影の無料サービスや休日受付窓口の開設を行うとともに、各種証明書のコンビニ交付サービスの啓発を行います。

通学路の安全性の向上や防犯対策として防犯灯を設置するほか、「福崎町交通安全対策基金」を活用し、凍結防止ミラーの設置や通学路にグリーンベルトを設置するなど、児童生徒の通学路の安全確保に努めます。

ごみ処理事業では、神崎郡3町で取り組む次期ごみ処理施設建設に向け、令和3年度に引き続き、生活環境影響調査、令和4年度からは、造成実施設計に取り組まれます。

くれさかクリーンセンターでは、ごみ焼却炉の使用が令和3年度末で終了するため、焼却炉停止後の事務組合のあり方などについて、姫路市と協議を進めていきます。

防災対策では、令和3年度に防災行政無線個別受信機を避難行動要支援者世帯に整備しましたが、引き続き希望される世帯に整備を進めていきます。

健康福祉課です。民生委員・児童委員の任期が11月末で満了するため、一斉改選を実施します。

巡回バス事業では、土曜日の川西便の渋滞対策のため、土曜日ダイヤの設定を行います。また、市川町連携便は、火曜日、木曜日の週2日から新たに月曜日及び金曜日を追加し、週4日運行とします。

認知症、知的障がいその他の精神上的障がいがある人の権利擁護等を図るため、今後利用者の増加が見込まれる成年後見制度について、神崎郡成年後見・法福連携推進協議会や成年後見相談会の活動を促進します。

福祉医療助成事業では、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、こども医療費助成の対象年齢を18歳までに拡大し、所得制限を設けずに入通院とも自己負担の全額助成を行います。

母子保健事業では、乳幼児健診の記録や予防接種の管理をスマホやパソコンでできるよう、母子手帳アプリを導入し、利便性の向上を図るとともに、妊娠・子育てに関する情報を随時配信するなど、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を行います。また、妊婦が歯科健診を受けやすい環境を整え、妊娠中及び産後の健康づくりを支援するため、妊婦への歯科健診費用の助成を行います。

成人保健事業では、がん患者の治療に伴う外見変化に対する心理的負担や経済的負担を軽減するため、医療用ウィッグや補正具の購入補助を行います。

農林振興課です。農業委員会では、許認可業務のほか、農地利用最適化推進業務を通じ、耕作放棄地対策や担い手への農地の利用集積を進めます。各自治会において、5年後、10年後の地域の農業がどうあるべきか、地域の皆様で考え取り組んでいただく「人・農地プラン」の策定をさらに推進します。

福崎町特産のもち麦については、もち麦産地振興協議会が大学との連携などを通して、もち麦の健康機能性を生かしたブランド戦略やビールなど新商品の販売戦略を進めます。

農地基盤整備では、工事中の高岡福田ほ場整備事業に加え、山崎地区ほ場整備事業についても、さらなる推進を図ります。

ため池整備事業では、引き続き三谷池の耐震補強工事を進めます。また、直谷池・板坂奥池・大門大年谷池について、順次防災減災事業に取り組みます。

まちづくり課です。道路整備では、各自治会内の道路の改修や通行に支障を来す危険箇所の解消に向けて整備を進めていきます。国の交付金事業を活用し、令和3年度に測量設計に着手した町道福崎駅田原線の延伸工事、並びに町道千束新町線改良工事を推進します。また、西治長野線などの舗装修繕を行います。道路照明のLED化、信号交差点への地名表示などにも計画的に取り組みます。

橋梁整備では、長寿命化修繕計画に基づき、4橋の補修設計、並びに42橋の定期点検を実施します。

河川整備では、県と協力しながら、市川、七種川の草刈りなど環境整備を行うほか、国の緊急浚渫推進事業を活用し、直谷川の堆積土砂の浚渫などを実施します。

都市計画、まちづくり事業では、地域公共交通網形成計画に基づき、ふくひめ号の充実等に取り組みます。市街化調整区域の活性化については、地域の実情に合った特別指定区域となるよう、見直しを希望する自治会との協議を行うなど、指定の変更に向けた準備を進めていきます。令和3年度に引き続き、JR西日本が実施する福崎駅のバリアフリー事業に対し、補助を行います。

公園整備では、令和3年度、福崎浄化センター内の修景施設に子ども用の遊具施設「ふわふわドーム」を設置しました。引き続き令和4年度は、「大型複合遊具」を設置します。

空き家対策については、「空家等情報バンク」への登録をPRし空き家の利活用を図ります。また、空家等対策審議会と協議しながら、特定空き家に対し指導・助言・勧告等を行います。

上下水道課です。水道事業では、令和3年度に引き続き、西谷地区の老朽化した配水管の更新工事を行います。また、三宮配水池送水管の耐震化を図るため、更新工事の詳細設計を行います。

下水道事業の汚水整備では、福崎工業団地の旧汚水管の閉塞工事を令和3年度に引き続き行います。福崎浄化センターにおいて、ストックマネジメント計画に基づき、膜カートリッジ更新工事を行います。また、老朽化した公共下水道マンホールポンプの通報装置及び農業集落排水処理施設の通報装置の改築工事を行います。

雨水幹線整備事業では、川すそ雨水幹線及び直谷第2雨水幹線の工事を進めていきます。

学校教育課です。「福崎町学校施設等長寿命化計画」に基づく小学校トイレ改修を進めます。福崎東中学校、福崎西中学校、田原小学校では改修工事を、高岡

小学校、福崎小学校、八千種小学校では工事の実施設計を行います。また、令和7年度以降に計画している田原小学校の長寿命化改修工事について概略設計を行い、児童数の見込みなどを考慮しながら長寿命化改修工事について検討します。

文部科学省の「G I G Aスクール構想」で整備した校内のW i - F i環境と児童生徒1人1台端末を使い、授業支援ソフトを有効に活用しながら新しい時代の学校教育を推進します。

小中学校に不登校指導員、学習支援員、介助員、スクールカウンセラー、スクールサポートスタッフを引き続き配置するとともに、スクールソーシャルワーカーによる福祉の視点でのサポートにより教育課題の解決に取り組みます。

幼稚園と小学校、小学校と中学校の連携により、小1プロブレム、中1ギャップへの対応の取組を続けるとともに、中学校英語教師による小学生への英語授業に取り組みます。今の社会、特に国際人として英語は必須となっています。公立幼稚園では、国際理解教育と英語教育を推進するため配置しているA L Tが行う英語活動を継続します。

友好都市遠野市へ福崎町内小学生が訪問し、「日本民俗学の父柳田國男」先生を軸とした児童交流を引き続き実施します。

社会教育課です。社会教育課では、11月に開催される「ひょうご女性未来会議 i n ふくさき」を共催し、男女共同参画社会の実現に向け取組を進めます。

第43回山桃忌は、「日本人の家と承継—松岡家・柳田國男のルーツをさぐる—」をテーマに講演会やシンポジウムを行うほか、福井県民俗芸能の披露により『柳田國男生誕の地福崎町』を広く発信します。柳田國男・松岡家記念館では、山桃忌のテーマに沿った柳田國男の祖父母を取り上げた特別展を開催します。

大庄屋三木家住宅では、老朽化対策として、県の補助を受け西土堀の補強工事に取り組みます。

また、文化財保存活用地域計画の文化庁認定を進めるとともに、計画の共有と周知を図り、歴史文化を確実に保存・継承するための取組を推進します。

エルデホールでは、昨年度に引き続き老朽化に伴う調光装置の更新と客席照明のL E D化を推進し、地域の文化振興・芸術創造の機会提供を担う施設として、自主公演の企画・運営に努めます。

野外活動センターでは、引き続き照明設備のL E D化に取り組み、安全・快適な施設管理に努めます。

さて、今議会に提出した議案は22件です。

議案第2号、人権擁護委員の推薦については、現委員の池田節代氏の任期が令和4年6月30日に満了するため、新たに川端久美子氏を推薦することについて議会の同意を求めるものです。

議案第3号から議案第5号まで、議案第7号及び議案第8号は、いずれも上位法令の改正などに伴い、福崎町一般職の職員の給与に関する条例、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例、福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、福崎町職員の育児休業等に関する条例、福崎町国民健康保険税条例及び福崎町消防団員等公務災害補償条例をそれぞれ一部改正することについて議会の議決を求めるものです。

議案第6号、福崎町課設置条例の一部を改正する条例は、健康福祉課の業務が多岐にわたるため、同課を「福祉課」と「ほけん年金課」とに分割する改正をすることについて議会の議決を求めるものです。

議案第9号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例は、こども医療費助成の対象を、15歳到達の年度末としていたものを18歳到達の年度末まで

とする改正をすることについて議会の議決を求めるものです。

議案第10号、福崎町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、東部工業団地造成（拡張）事業の終了に伴う条例の改正で、工業団地造成事業及び工業団地整備室に係る規定を削るほか、福崎町公共下水道事業計画との整合性を図るための所要の改正をすることについて議会の議決を求めるものです。

議案第11号、令和3年度福崎町一般会計補正予算（第8号）についてから議案第15号、令和3年度福崎町下水道事業会計補正予算（第2号）については、令和3年度の各会計の補正予算について議会の議決を求めるもので、一般会計の歳出で主なものは、財政調整基金等積立事業や小中学校の施設長寿命化事業（トイレ改修）の増などです。

議案第16号、令和4年度福崎町一般会計予算についてから、議案第22号、令和4年度福崎町下水道事業会計予算については、令和4年度の当初予算について議会の議決を求めるもので、一般会計では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億1,600万円としています。

主な事業については、予算に関する概要書に主要事業として、拡充、新設、行革などを明示しながら一覧表としていますのでご覧ください。

議案第23号、福崎町道路線の廃止については、道路法の規定に基づき、4級850号線を廃止することについて、議会の議決を求めるものです。

以上、人事案件が1件、条例改正が8件、予算で補正予算、当初予算合わせて12件、その他1件の全22件となっています。

詳細説明は、副町長、公営企業管理者及び担当課長が行いますので、ご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます、所信表明といたします。

議 長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知ください。

日程第 4 議案第2号 人権擁護委員の推薦について

議 長 日程第4、議案第2号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

副 町 長 議案第2号、人権擁護委員の推薦について、ご説明申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱されますが、委嘱に当たっては町長が町議会議員の選挙権を有する住民で、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から町議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないと規定されています。委員の任期は3年であります。

本議案は、現委員の池田節代氏が令和4年6月30日をもって任期満了に伴い勇退されますので、後任として川端久美子氏を推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。

川端氏の住所は福崎町高岡1148番地2、昭和35年11月12日生まれの61歳です。川端氏の経歴等につきましては、議案第2号資料をご覧ください。最終学歴、職歴は左側上段に記載のとおりであります。また、左側下段に委員の任期一覧表、右側には人権擁護委員としての抱負をお示ししております。

川端氏は人格、識見とも高く、広く社会の実情に精通された立派な方で、人権擁護委員として必ず使命を全うしていただけるものと確信し、推薦するものであります。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

きます。

- 日程第 5 議案第 3 号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4 号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5 号 福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第 5、議案第 3 号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 7、議案第 5 号、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの 3 件を一括議題といたします。各議案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 まず、議案第 3 号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。

議案第 3 号資料、1 ページをご覧ください。

今回の給与条例の改正は大きく 2 点、ページ左側の管理職員特別勤務手当の新設と、ページ右側、人事院勧告に基づく期末手当の支給月数の改定になります。

人事院勧告に基づく給与条例の改正は、いつもの年なら 1 2 月定例会もしくは 1 1 月に臨時会を招集し、議決をお願いしているものですが、昨年 1 1 月、国が国家公務員に係る給与法の改正を見送ったことに合わせて、この改正条例の提案も見送っておりました。その後、国は 2 月 1 日に改正法案を閣議決定、現在衆議院において審議中で、これに合わせ本条例を提案するものです。

まず最初に、議案資料 2 ページをお開きください。

令和 3 年度の人事院による給与勧告の骨子を上げています。左側の中ほど、月例給は公務と民間の 4 月分の給与を調査したところ、その差異は 1 9 円、0. 0 0 % とごく小さかったことから、月例給の改定は行わないとしています。また、ボーナスは、令和 2 年 8 月から令和 3 年 7 月までの直近 1 年間の民間の支給実績と公務の年間の支給月数を比較したところ、公務の年間の支給月数が民間を 0. 1 3 月上回るという結果が出たため、期末手当の年間支給割合を 2. 5 5 月分から 2. 4 0 月分に、0. 1 5 月分引き下げるとしています。

その方法は資料 1 ページにお戻りいただき、右側の表になります。

年間の引下げ分 0. 1 5 月を 6 月と 1 2 月に 0. 0 7 5 月ずつに振り分け、それぞれ 1. 2 0 0 月分を支給します。本来ならこの引下げ相当額は 1 2 月の期末手当でも減額すべきでしたが、前述のとおり条例改正を見送ったことで引き下げられていませんので、支給月数を改めた後の 6 月の期末手当から、さらにこの 1 2 月に減額すべきであった額を控除して支給します。特別職議会議員、臨時職員、会計年度任用職員、再任用職員とも同様の支給方法になります。

昨年、令和 2 年度の人事院勧告に伴う条例改正の提案説明では、コロナ禍の中ではありながら意外と下げ幅が小さいのは影響がまだまだ限定的だったからであり、3 年度の人事院勧告ではその影響が非常に大きく反映されてくるかもしれないというふうに述べておりましたが、まさにそのとおりになったという感があります。

また、今回の改正では、人事院勧告に基づく給与改正のほか、管理職員特別勤務手当の新設も併せて行います。

資料1ページの左側をご覧ください。

災害等の緊急時、町の職員は警戒本部や対策本部を組織したり、実際に現場でその対策を講じたりするため、長時間役場に詰めることがあります。特に管理職員は、緊急の際には真っ先に駆けつけ、事態が一応の収束を見るまで、場合によっては数日間も拘束されることとなります。万が一、大規模災害が起こったときには、さらに長期間の拘束を余儀なくされます。現行の制度の下では、これら勤務に対しては何の手当も支給されず、ただ管理職としての責任に委ねるのみで、本来の管理職手当の想定外の業務でありながら、当該管理職手当の範囲内として黙認しているのが現状でした。そこで、国家公務員や県職員に対する制度として古くからある管理職員特別勤務手当という新しい手当を導入し、こういったケースでの支給ができるようにするのがこの条例改正の目的です。

現在では、多くの市区町村でも、金額の大小はあるものの、おおむね同様の制度を導入しています。福崎町では、週休日の勤務には、1時間を超え3時間以下は3,000円、3時間を超え6時間以下は6,000円、6時間を超える場合は9,000円、週休日以外の日の午前0時から午前5時までの勤務には6,000円を支給します。

議案資料3ページ、4ページには新旧対照表をお示ししていますのでご参照ください。

続きまして、議案第4号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてです。

改正内容、支給の方法は議案第3号での説明と同様です。

議案第3号資料の1ページにお戻りください。

右側の表の特別職議会議員の行にあるように、年間の引下げ分0.15月を6月と12月に0.075月ずつに振り分け、それぞれ2.125月分を支給します。

議案第4号資料1ページには新旧対照表をお示ししていますのでご参照ください。

続きまして、議案第5号、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

議案第5号資料1ページをご覧ください。

令和3年度の人事院勧告と併せて人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業に関する法律の改正についての意見の申出の中で、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和や育児休業をしやすい勤務環境の整備に関する措置等を任命権者に義務づけるなどの内容が盛り込まれ、これらの改正人事院規則が令和4年4月1日に施行される予定で、これを受けて福崎町職員の育児休業等に関する条例に所要の改正を行うものです。

改正の内容の1つ目は、議案第5号資料1ページ左側中段にあります非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和です。

資料2ページ新旧対照表の第2条の非常勤職員の育児休業及び第17条の部分休業には、引き続き在職した期間が1年以上であるとの取得要件がありますが、この要件を廃止します。

2つ目の改正の内容は、資料1ページ左側中段にあります育児休業をしやすい勤務環境の整備に関する措置等を任命権者に義務づけることです。この条例に2条を新たに設けて、資料2ページ新旧対照表の第20条では、妊娠や出産したことを職員が申し出たときには育児休業制度の周知をすること、また3ページの第

21条では、育児休業を取得しやすい勤務環境をつくるために職員に対する研修を実施したり、相談体制を整備することを義務づけています。

以上で、議案第3号から第5号までの説明を終わります。ご審議賜り、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

日程第 8 議案第 6 号 福崎町課設置条例の一部を改正する条例について

議長 次、日程第8、議案第6号、福崎町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

副町長 議案第6号、福崎町課設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は現行の健康福祉課について、その業務が多岐にわたり、それぞれの課題も複雑多様化していることから、分割することによって業務管理をより行き届かせ、細やかなサービスが提供できる機能的な組織へと再編成しようとするものでございます。

詳細につきましては説明資料で申し上げますので、議案第6号資料1ページをご覧ください。

課名の6段目、7段目になります。健康福祉課を6段目の福祉課と7段目のほけん年金課に分割いたします。この改正に伴い、本町の組織として1課増えまして14課局室となります。

次に、それぞれの所管業務及び所管替えについて説明申し上げます。

3列目、改正後係をご覧ください。

福祉課は高年福祉係、町民福祉係、介護保健係、地域包括支援係として地域福祉や介護、地域包括を主たる業務といたします。

ほけん年金課は国保係、医療年金係、保健係、予防係、食育推進係として、医療保険関係、健康を守り保つ保健、そして年金を主たる業務といたします。

なお、年金業務は住民生活課から業務を移管いたします。また、健康福祉課の所管である文珠荘については、地域の活性化を図るための1つのツールと位置づけ、地域振興課に移管いたします。

参考としまして資料2ページ、3ページが全体の行政組織と事務分掌、4ページには条例改正案の新旧対照表をお示ししております。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

議長 提案説明の途中ですが、暫時休憩を行います。再開を10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時27分

再開 午前10時44分

◇

日程第 9 議案第 7 号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長 会議を再開いたします。

次、日程第9、議案第7号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

税 務 課 長 議案第7号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案第7号資料1ページをご覧ください。

今回の改正は、上位法令の改正に伴い、国民健康保険税条例の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げと、子育て世帯の負担軽減を図るため、令和4年4月1日から国民健康保険に加入している未就学児に係る均等割額の2分の1を減額するため、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正いたします。

改正内容につきまして、まず右側上の図をご覧ください。

基礎課税額に係る課税限度額については、現行の63万円から65万円に2万円引き上げ、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額は現行の19万円から20万円に1万円引き上げます。基礎分、支援金分、介護分合計の最高限度額は99万円から102万円となります。この改正は、中間所得層の被保険者の負担軽減に配慮した見直しを目指したものです。

次に、右側下の図をご覧ください。

未就学児を対象に均等割部分について所得制限を設けず、全世帯一律に5割軽減いたします。法定軽減世帯は法定軽減後の均等割部分について5割軽減とします。このため、未就学児の均等割は、7割軽減世帯で8.5割軽減、5割軽減世帯で7.5割軽減、2割軽減世帯で6割軽減となります。法定軽減は法律上4月1日の賦課期日の世帯状況で判断されますが、未就学児の均等割額軽減は、その国保資格が生じた月から軽減されます。

また、資料2ページ以降には新旧対照表をお示ししておりますので、審議の参考としてください。

なお、この条例は公布の日から施行します。ただし、改正規定につきましては令和4年4月1日から施行します。

併せまして、改正後の福崎町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものとします。

以上で、議案第7号の説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第10 議案第8号 福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第10、議案第8号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

住民生活課長 議案第8号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第8号資料1ページをご覧ください。

今回の改正は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、同法附則第65条で消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたため、当該法律に基づき制定している本町条例について改正をするものでございます。

改正の概要につきましては、責任共済法第55条第1項の改正に伴い、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例を定めた福崎町消防団員等公務災害補償条例第3条第2項ただし書を削除するものです。

この条例は、令和4年4月1日から施行します。経過措置としまして、この条例の施行の際、現に担保に供されている傷病補償年金または年金である障害補償もしくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後もなお従前の例により担保に供することができます。

資料2ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第11 議案第9号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第11、議案第9号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第9号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第9号資料の1ページをご覧ください。

今回の改正は、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、現在15歳までのこども医療費助成の対象を18歳まで拡大するものです。改正内容にありますように、助成の対象を15歳に達する日以後の最初の3月31日までを18歳に達する日以後の最初の3月31日までとします。拡大された対象者における認定要件や助成内容などについても現行のこども医療費助成制度と同様とし、所得制限は設けません。

この改正は令和4年7月1日から施行します。

議案資料2ページ、3ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第9号の説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

日程第12 議案第10号 福崎町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第12、議案第10号、福崎町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

公営企業管理者 議案第10号、福崎町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

議案第10号資料、1ページをご覧ください。

今回の改正の1点目は、福崎町東部工業団地造成工事が完了したことに伴い、工業団地整備室を廃止するための条例改正を行うものです。

資料中段改正の内容のとおり、令和元年度から令和3年度の3か年で実施をしておりました東部工業団地の造成事業が完成し、2区画合計3万1,964.64平方メートルの企業用地の売却が完了したため、事業を終了し、工業団地整備室を廃止するものです。

資料2ページをご覧ください。

新旧対照表です。第1条、公営企業の設置では、4号の工業団地造成事業の文言を削除いたします。第1条の2及び第2条におきましても、工業団地造成事業に関する文言を削除し、第3条第2項中、工業団地整備室の文言を削除いたしま

す。

組織図につきましては、議案第6号資料2ページ、行政組織と事務分掌表の最下段のところで改正案をお示ししておりますので、ご参照ください。

議案資料1ページにお戻りください。

2点目の改正は、福崎町公共下水道事業計画との整合性を図るため、事業の経営規模について改正を行うものです。

福崎町第5次総合計画（後期基本計画）において、人口の将来指標が2万2,000人から1万9,500人になったことで、公共下水道事業におきましても令和元年5月に全体計画の見直しを行いました。これに伴い、計画排水人口及び福崎浄化センターの1日最大処理能力を変更したため、改正をするものです。

改正の内容は、計画排水人口を1万7,600人から1万5,900人に、1日最大処理能力を1万2,600立方メートルから1万500立方メートルに改めます。

議案資料2ページの新旧対照表をご参照くださいますようお願い申し上げます。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第13 議案第11号 令和3年度福崎町一般会計補正予算（第8号）について

議 長 日程第13、議案第11号、令和3年度福崎町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第11号、令和3年度一般会計補正予算（第8号）について、ご説明申し上げます。

補正内容としましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億1,200万円を追加し、補正後の予算総額を97億2,190万円とするものであります。歳入歳出予算の内訳につきましては、第1表にお示ししております。また、補正後の予算の一部につきましては、翌年度に繰り越して使用するため、繰越明許費を設定しております。

まず、歳出予算の補正の概要につきまして、第1表にてご説明申し上げます。

議案の3ページ、4ページをお開きください。

歳出補正の内容及び増減等の主なものについて、議会費より順にご説明申し上げます。

議会費は、実績見込みにより382万7,000円の減額補正としております。主なものは、議会議員費用弁償で、コロナの影響によります視察研修等未実施による185万円の減額、議事録・議会だより等印刷代の実績見込みによります120万円の減額であります。

次に、総務費は、3億8,383万4,000円の増額補正としております。総務管理費の3億9,164万円の増額補正について、ご説明いたします。

自治会公共用施設整備事業補助金の実績見込みによる700万円の減額、ふるさと応援寄附金額を1億円見込んでいましたが、実績見込みにより3,100万円減の6,900万円としたことによる事業費4,760万円の減額がありますが、12月補正後予算で財政調整基金から3億6,600万円を取り崩すこととしていましたが、歳入歳出の見積りの結果、取崩しをやめ、生じる剰余見込額3億2,260万円を財政調整基金積立金として計上したこと、並びに1億2,463万4,000円を減債基金積立金に計上したことによるものです。この減債

基金積立金につきましては、国の補正予算に伴い、令和3年12月24日地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律が公布・施行された普通交付税の再算定の結果、12月27日に交付されたものです。交付決定額は総額で1億6,596万2,000円で、令和3年度に限り、基準財政需要額の費目に創設されたもので、内訳は国の補正予算による地方負担分の増加に伴い必要となる財源を措置する臨時経済対策費3,834万2,000円と、令和3年度の臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費を措置するために創設された臨時財政対策債償還基金費1億2,463万4,000円でありまして、この臨時財政対策債償還基金費を減債基金に積立てするものであります。

民生費は、2,965万7,000円の減額補正としております。放課後等デイサービスの利用者の増加に伴う障害福祉サービス支援給付費の600万円の増額補正がありますが、主な減額としましては、社会福祉費では国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療事業特別会計関連で402万6,000円の減額、医療助成費の実績見込みによる200万円の減額、第2デイサービスセンターの空調設備等改修事業で286万5,000円の減額で、児童福祉費では、低所得の子育て世帯に児童1人につき5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の実績による752万円の減額、実績見込みによります人生いきいき住宅助成事業の240万円の減額、児童手当費の1,264万円の減額であります。

次に、衛生費は、2,303万2,000円の減額補正としております。主なものは、保健衛生費では、実績見込みによります妊婦健康診査費助成金の350万円と成人保健事業の225万1,000円の減額で、清掃費では、実績見込みによります中播衛生施設事務組合負担金の424万8,000円と、神崎郡ごみ処理施設建設事業負担金の822万1,000円の減額であります。中播衛生施設事務組合並びに中播北部事務組合の補正予算及び分担金精算表を議案資料2ページから5ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

農林水産業費は、68万6,000円の減額補正としております。農業費は、実績見込みによる多面的機能支払交付金事業の527万9,000円の減額などにより農業振興費が697万1,000円の減額であります。農地費で、県内の地区間調整により、権現地区井堰改修事業負担金が384万円の増額、高岡福田地区の県営ほ場整備事業が国の補正に伴い566万円の増額などにより165万9,000円の増、一方、林業費は、鳥獣防護柵購入費の入札減176万4,000円などを含め、実績見込みにより234万5,000円の減額としております。

農林水産業関係の議案資料につきましては、6ページから11ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

商工費につきましては、6,782万4,000円の減額補正としております。主なものは、中小企業振興資金融資預託金の実績見込みによる4,056万円の減額と、新型コロナウイルス感染症対策の休業要請事業者経営継続事業の実績による316万5,000円の減額、事業者への感染症予防対策支援事業の515万円の減額並びに労働者支援事業の1,500万円の減額であります。

次に、土木費は、9,383万5,000円の減額補正としております。道路橋梁費は、実績見込みにより道路維持管理・生活道路舗装事業で800万円、社会資本整備総合交付金事業で850万円、橋梁補修事業で447万円の減額などで、合計2,246万円の減額を、河川費は、入札減など実績により575万7,000円の減額、都市計画費は、5,932万円の減額で、主なものは、下水道事業会計（公共）への繰出金で2,080万円と、今年度の実績見込みによるJ

R 福崎駅バリアフリー化事業補助金 3,390 万円の減額であります。住宅費は、公営住宅等長寿命化計画策定等業務委託料の入札等実績見込みによる 180 万円の減額と、住宅改修工事費補助金 320 万円の減額などで、合計 629 万 8,000 円の減額であります。

7 款の工事等の補正概要は、議案資料 12 ページをご参照ください。

消防費は、772 万 4,000 円の減額補正としております。主なものは、常備消防費の消防事務委託経費で 121 万 6,000 円の減額で、内訳は、消防事務委託料で 112 万 5,000 円と、消防設備整備費負担金の高規格救急車の更新実績に合わせた 9 万 1,000 円の減額であります。

議案資料 13 ページに消防事務委託経費の補正資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

消防費のその他主なものは、非常備消防費の退職者報奨金で実績見込みに合わせ 532 万 4,000 円の減額がございます。

教育費につきましては、3 億 5,819 万 1,000 円の増額補正としております。主なものは、国の補正予算に伴う小中学校の大規模改造（トイレ改修事業）で、小中学校合わせ工事監理委託料で 1,030 万円、工事費で 3 億 6,300 万円、合計 3 億 7,330 万円の増額としております。田原小学校と中学校 2 校のトイレ改修を進めるもので、全額 4 年度に繰り越し実施いたします。議案資料 15 ページにその概要をお示ししております。その他、主な増減としまして、学校保健特別対策事業補助金事業費の 2 分の 1 を受け実施する新型コロナウイルス感染症対策事業で、小学校費に 450 万円、中学校費に 180 万円の合計 630 万円を計上しております。これも全額 4 年度に繰り越し実施いたします。議案資料 14 ページにその概要をお示ししております。社会教育費では、実績見込みにより、エルデホール照明設備改修工事費を 830 万円の減額、埋蔵文化財発掘調査事業費を 610 万円の減額、八千種小学校グラウンド夜間照明改修工事費の入札減等による 192 万 5,000 円の減額を計上しております。

公債費は、125 万円の減額補正としております。借入金の定期的な利率見直しにより低利となったことにより、長期債元金 45 万円の増額、長期債利子 170 万円の減額としております。

最後に、9 月に補正予算として計上していましたが災害復旧費ですが、県との協議や入札減等による実績見込みにより 219 万円の減額としております。

次に、歳入補正について、ご説明いたします。

議案の 1 ページ、2 ページをお開きください。

1 款の町税は、1 億 7,400 万円の増額補正としております。内訳は、個人住民税の所得割が当初、兵庫県勤労統計等により、所得の伸びをマイナスの 5.4% と見積もっていましたが、それほど下がらず 1,600 万円の増額、法人町民税税割も法人税率の変更にコロナの影響もあり、伸びをマイナスの 39.3% と見込んでいましたが、2 年度の実績をも 7.8% 程度上回る見込みで 8,600 万円の増額とし、合計で 1 億 200 万円の増収と見込んでいます。

固定資産税は、6,800 万円の増額としております。家屋が大規模な新工場を当初に賦課することができた影響が大きく 3,800 万円の増額、償却資産は想定していたより多くの設備投資がされていたことにより 3,000 万円の増額、固定資産税合計で 6,800 万円の増収を見込んでいます。

町たばこ税は、実績見込みにより 400 万円の増額としております。

2 款の地方譲与税から 8 款のゴルフ場利用税交付金は、県の実績見込み等に合わせ 4,971 万 1,000 円の増収を見込んでおります。

10 款の地方特例交付金は、1,960 万円の増額としています。3 年度に限る中小事業者等への固定資産税の軽減措置額が家屋、償却合わせて6,350 万円と見積もっていましたが、実績は8,310 万円となり、その差額1,960 万円を全額国費で補填される新型コロナウイルス感染症対策地方税収補填特別交付金に増額し、計上しています。

11 款の地方交付税は、再算定の結果、当初予算より2億6,413 万3,000 円の増額補正としています。

13 款の分担金及び負担金は、424 万3,000 円の減額補正としています。主なものは、実績見込みによる養護老人ホームの入所に係る措置費負担金135 万4,000 円の減額と、公立認定こども園負担金130 万5,000 円の減額であります。

14 款の使用料及び手数料は、163 万6,000 円の減額補正としています。主なものは、住宅使用料で90 万円の減額、青少年野外活動センター使用料の40 万円の減額であります。

15 款の国庫支出金は、事業費の増減に伴い9,260 万円の増額補正としています。主なものは、国庫補助金の福崎小学校北校舎と小中学校の大規模改造（トイレ改修）の長寿命化改良に係る学校施設環境改善交付金の9,798 万7,000 円の増額であります。

16 款の県支出金は、歳出各事業費の補正に伴う財源更正が主な要因で2,210 万6,000 円の減額補正としております。

17 款の財産収入は11 万7,000 円の増額補正としています。財産運用収入、財政調整基金の利子の増額です。

18 款の寄附金は、2,100 万1,000 円の減額としています。一般寄附金は公益財団法人日本和紙ちぎり絵協会の解散に伴う残余財産の一部、1,000 万円の寄附を受けたことによる999 万9,000 円の増額、指定寄附金は、ふるさと応援寄附金3,100 万円の減額であります。

19 款の繰入金は、3億6,983 万9,000 円の減額としています。財政調整基金繰入金以外の繰入金につきましては、事業量に合わせそれぞれ減額をしております。

20 款の繰越金は、令和2 年度の実質収支額2億4,619 万9,000 円の残余1億388 万円を計上しております。

21 款の諸収入は、3,677 万6,000 円の減額補正としております。主なものは、中小企業振興資金融資預託金元金収入で、歳出に合わせ4,056 万円の減額、非常備消防団の退職報償金523 万2,000 円の減額、健康長生き事業に係る高齢者保健事業委託金の740 万円の減額と、工業団地造成事業会計の閉鎖に係る剰余金2,200 万円の増額であります。

22 款の町債は、2億6,220 万円の増額補正としております。事業費の増減に伴う補正で、学校教育施設長寿命化に係る整備事業の建設事業債は2億7,260 万円の増額としております。この結果、繰り返しになりますが、財政調整基金から3億6,600 万円を取り崩すこととしておりましたが、歳入歳出見積りの結果、取崩しをやめ、生じる剰余見込み額3億2,260 万円を基金に積み立てる補正予算としております。

それでは、事項別明細書によりましてご説明申し上げます。

3 月補正につきましては、実績並びに実績見込みによる減額補正が主な要因であるもの、また概要にてご説明した内容につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承ください。また、議案資料の1 ページに新型コロナウイルス

ス感染症の影響による事業費減額一覧をおつけしておりますので、ご参照ください。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上が、歳入歳出予算補正についての説明です。

次は議案にお戻りください。第2条は繰越明許費でございますが、議案の5ページ、6ページをお開きください。

歳出でご説明しました総務費の引越しワンストップサービスシステム整備事業に350万円、民生費の臨時特別給付金給付事業で8,680万円、衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業で480万円、農林水産業費のため池廃止に係る農村地域防災減災事業で715万円、商工費の文化観光推進地域計画策定事業で570万円、土木費の道路新設改良事業で7,350万円、橋梁補修事業で980万円、教育費で学校教育活動継続支援事業で630万円、トイレ改修の学校施設長寿命化改良事業で3億7,330万円、計14事業で合計5億7,085万円を翌年度へ繰越しする予定であります。

次に、議案の第3条、地方債の補正につきましては、議案の7ページから9ページに計上しております。利率、償還の方法はそれぞれ記載しているとおりであります。

以上、議案第11号、令和3年度一般会計補正予算(第8号)の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

- 日程第14 議案第12号 令和3年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第15 議案第13号 令和3年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第16 議案第14号 令和3年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について

議 長 日程14、議案第12号、令和3年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてから、日程第16、議案第14号、令和3年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてまでの3件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第12号、令和3年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,489万3,000円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ20億3,220万円とするものです。

議案第12号資料1ページから5ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

資料4ページをお開き願います。保険給付費月別状況になります。それぞれ月の途中に太線を入れておりますが、太線までは実績値、その下については見込み値となっております。

左の欄の全被保険者数は、4月3,717人、1月は3,637人と80人減少しています。歳出の大部分を占める療養給付費は、令和2年度はコロナの影響で少なくなりましたが、コロナ前の水準に戻ってきています。11月までの

実績は、令和2年度は高額な医療費があったため、前年度より8.5%減となっております。12月から2月分につきましては、前年度の1人当たり医療費に伸び率4.9%を乗じて算出しております。

療養給付費の見込みは、12億1,416万円です。当初予算額11億9,500万円に2,000万円を加え、最終予算額を12億1,500万円と見込んでおります。こちらの療養給付費ですが、表の下に米印で記載しておりますが、最後の2月診療分については概算で請求されるため、予算額は見込額に1,500万円を加えた額が必要になりますので、12億1,500万円を補正後予算額としております。

高額療養費は補正後予算額1億8,300万円で、当初予算額1億6,710万円に1,590万円を加えます。右側の療養費では、補正後予算額1,000万円で、100万円の減額です。

資料2ページをお開き願います。歳出の勘定表です。3月補正額の列をご覧ください。

まず、保険給付費ですが、給付の状況については先ほど報告させていただいております。合計金額は、予算現額13億8,860万円に対し、補正後予算額14億2,360万円となり、3,500万円の増額を見込んでおります。対前年度決算比5.4%減の見込みです。歳出合計は、補正後20億3,220万円で、対前年度決算比3.6%減、当初予算比2.3%増を見込んでいます。

資料1ページをお願いします。

歳入では、保険税につきましては、現年度分が減額見込み、滞納分が増額の見込みで、全体として170万円減額の見込みです。徴収率は、現年度医療分で95.4%、介護分で93.1%を見込んでいます。国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税減免に係る補助金など18万円の増額です。県支出金につきましては、普通交付金は、保険給付費に対する兵庫県からの交付金です。先ほど説明させていただいた療養給付費の伸びにより、総額で14億2,031万円となり、3,490万円の増額を見込んでおります。県繰入金は、実績見込みにより1,200万円増額の見込みです。繰入金につきましては、全体で予算現額1億8,859万7,000円に対し、補正後予算額は1億7,876万1,000円となり、983万6,000円の減額です。歳入合計は、20億3,220万円で、対前年度決算費5.5%減、当初予算費2.3%増の見込みです。

議案書に戻っていただき、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で、議案第12号の説明を終わります。

続きまして、議案第13号、令和3年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ390万円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ3億120万円とするものです。

補正の内容は、保険料の実績見込みによる増額等になります。

議案第13号資料にお示ししておりますので、ご参照ください。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で、議案第13号の説明を終わります。

続きまして、議案第14号、令和3年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,700万円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ17億6,890万円とするものです。

議案第14号資料1ページから4ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

資料の3ページをお開き願います。

左上の表ですが、65歳以上の人口推移は令和3年4月末5,474人、12月末では5,498人となり、高齢化率は29.2%です。2番の要介護認定者数は4月末964人、12月末993人で、29人の増となり、右側上の表ですが、介護度別では、要介護2が多く187人、18.8%を占めています。

今回の歳出の補正は、介護施設の非常用自家発電装置導入に伴う補助金と保険給付費の増額によるものです。

それでは、議案の事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で議案第14号の説明を終わります。

3議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

日程第17 議案第15号 令和3年度福崎町下水道事業会計補正予算(第2号)について

議 長 日程第17、議案第15号、令和3年度福崎町下水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第15号、令和3年度福崎町下水道事業会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをご覧ください。

補正予算第2条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入、下水道事業収益を4,235万2,000円減額し、13億1,974万8,000円に、支出、下水道事業費用は4,117万7,000円減額し、13億501万7,000円といたします。

補正予算第3条は、資本的収入及び支出の予定額です。予算第4条本文括弧書き中、不足する額を4億1,905万7,000円に改め、その補填額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,571万7,000円、過年度分損益勘定留保資金62万円、当年度分損益勘定留保資金3億6,699万1,000円及び繰越利益剰余金2,634万9,000円に改めます。そして、下段の表、資本的収入は5,580万円増額し、7億1,880万円、次のページ、資本的支出は5,600万円増額し、11億3,785万7,000円といたします。

補正予算第4条では、企業債の限度額を2,480万円増額し、2億5,940万円に改めます。

補正予算第5条は、一般会計からの補助金の額で、4,000万円を3,300万円に改めるものでございます。

次のページ、下水補1、2ページには実施計画を添付していますが、説明につきましては、議案第15号資料で説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出で、支出から説明いたします。資料2ページをご覧ください。

この資料は、各目、節ごとの補正予定額と、その右には公共、農集、個別のセ

グメントごとの内訳をお示ししております。営業費用では、管渠費の消耗品費及び委託料は、実績見込みにより減額、ポンプ場費の修繕費は予定していたポンプの傷みが激しかったため、修繕を取りやめ、新たに更新するため資本的支出へ組み替えたことによる減額、処理場費の光熱水費、委託料及び修繕費は、実績見込みにより減額、業務費は受益者負担金システムの入替え時期の延期に伴う減額、総係費の減額は、委託料では入札の減、貸倒引当金繰入額は繰入金不足による増額、減価償却費は前年度の資産登録が予定より増加したことによる増額、資産減耗費は工業団地污水管閉塞工事において、予定していた閉塞箇所が減ったことなどによる減額でございます。営業外費用の増額は、企業債利息や消費税納付金の増額によるもので、下水道事業費用全体では4, 117万7, 000円を減額いたします。

資料1ページにお戻りください。

収入の下水道事業収益の営業収益では、下水道使用料を実績見込みにより増額、他会計負担金では一般会計からの雨水処理に要する負担金を増額、営業外収益は一般会計からの繰入れで、繰出基準に基づく負担金を減額、それ以外の経費に対する補助金も減額いたします。そのほか資産減耗費の減による長期前受金戻入の減額、消費税の還付金は増額し、下水道事業収益全体では4, 235万2, 000円を減額いたします。

次に、3ページをお開きください。

資本的収入及び支出は、収入からご説明いたします。工事量の増加によりまして、企業債の下水道事業債を2, 480万円増額、国庫補助金は国からの追加割当てにより2, 500万円を増額、受益者負担金については実績見込みで増額し、資本的収入全体では5, 580万円を増額いたします。

次の4ページは支出です。建設改良費の管路整備費では、公共ます設置工事の実績見込みで増額、雨水の管路整備費の増額は、国庫補助金の追加割当てにより事業料を増やしたことによるもので、資本的支出全体では、5, 600万円を増額いたします。これらの結果で、一般会計からの繰入総額は4億90万円となり、2, 180万円の減額となります。

議案にお戻りください。その他の説明書としまして、下水補3ページには予定キャッシュ・フロー計算書、下水補4ページから6ページには令和3年度末の予定貸借対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、議案第15号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願いを申し上げます。

日程第18 議案第16号 令和4年度福崎町一般会計予算について

議 長 日程第18、議案第16号、令和4年度福崎町一般会計予算についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第16号、令和4年度一般会計予算について、ご説明申し上げます。

当初予算の議案に係る説明書としまして、別冊の一番上に予算の概要等の24ページまでの資料と、各会計の事項別明細書、給与費明細書、地方債に関する調書及び実施計画書などを取りまとめ、予算に関する説明書としております。また、議案の後ろに各予算の説明資料をおつけしておりますので、それぞれ審議の参考としてください。

それでは、議案をお開きください。

第1条は、歳入歳出予算であります。総額を82億1,600万円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表で、1ページ、2ページの歳入、3ページ、4ページの歳出のとおりとしております。

まず、予算の概要説明をさせていただきますので、予算に関する説明書の一番前に添付しております予算に関する概要書の3ページをお開きください。一般会計の予算総額は82億1,600万円で、令和3年度当初予算に比べ、4,700万、率にして0.6%の減としております。

概要書の5ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

一般会計の歳入内訳であります。1款、町税は33億1,008万円で、3年度予算に比べ2億4,018万円、率にして7.8%の増収と見込んでおります。

内訳としましては、町民税では地方財政対策の伸び率などを念頭に置き推計を行った結果、個人で4,060万円、率にして4.7%増の9億770万円、法人では6,110万円、率にして30.7%増の2億6,040万円を見込んでおります。

固定資産税では1億2,770万円、率にして7.1%増の19億1,710万円を見込んでいます。

1億2,770万円増の内訳としましては、4年度課税分で1億4,270万円の増収、一方、滞納繰越分は、令和2年度の新型コロナウイルスに係る徴収猶予の特例により令和3年度2,500万円と見込んでおりましたが、令和4年度は1,500万円減収の1,000万円を見込んでおります。固定資産税の4年度現年度課税分1億4,270万円増の内訳としましては、土地は、地価の下落や税額が増加する商業地等について、課税標準額を5%引き上げる負担調整率を2.5%とする措置があるものの、宅地開発等により宅地、宅地比準土地が増加したため260万円の増収、家屋は、新型コロナウイルス感染症対策としての軽減措置、特例の終了、新增築分に加え、3年度に課税することとなった大規模な工場の新築の影響が大きく8,000万円の増収、償却では、軽減措置の終了、企業アンケート、地方財政対策の伸びなどを勘案し6,010万円の増収を見込んでおります。軽自動車税は、自家用車の環境性能割を1%軽減する特例措置が令和3年12月末で終了したことが大きく、480万円の増収の7,210万円、町たばこ税は、令和3年度の当初見込みをやや上回った実績見込みにより推計し、600万円増収の1億5,200万円を見込んでおります。

議案資料の5ページに税の当初予算、前年度、令和3年度との比較表をおつけしておりますので、ご参照ください。

2款、地方譲与税は、地方財政対策の伸び率を参考に8,170万円を見込み、3年度の予算に比べ727万1,000円、率にして9.8%の増収、3款、利子割交付金から9款、環境性能割交付金までの市町交付金は、県からの予算等見込額を参考に6億3,520万円を見込み、3年度予算に比べ5,590万円、率にして9.6%の増収としております。

10款、地方特例交付金につきましては3,160万円を見込み、3年度予算に比べ5,660万円の減収としております。減収の要因ですが、住宅借入金等特別税額控除によるものが30万円の減、自動車税、軽自動車税とも環境性能割を1%軽減する特例が令和3年12月末で終了したことによるものが470万円の減、新型コロナウイルス感染症対策地方税収補填特別交付金として、中小事業者等への固定資産税の軽減措置によるものが5,160万円の減であります。

11 款、地方交付税の普通交付税につきましては、基準財政収入額は、町民税個人の所得割、法人の法人税割、地方消費税交付金などの増収を見込み、基準財政需要額では個別算定経費、包括算定経費とも国が推計した伸び率を基に算定した結果、対前年度予算比較で、普通交付税が4,000万円増の12億4,000万円、臨時財政対策債が1億6,000万円減の2億3,000万円としております。

事業量に伴い、15 款、国庫支出金は、5,194万9,000円増の7億3,216万3,000円、16 款、県支出金は、3,701万9,000円減の5億3,951万3,000円を計上しております。

18 款、寄附金は、3,000万1,000円減の710万円を計上していません。ふるさと応援寄附金の目標額を1億円から7,000万円としたためであります。

22 款、町債は、3億4,280万円減の3億7,210万円を見込んでいます。普通交付税の算出における交付税と財源不足を補う臨時財政対策債の国の配分割合が大きく変わったことなどにより、臨時財政対策債を1億6,000万円の減としたこと、また、当初予算として予定していた田原小学校と中学校2校の大規模改造（質的整備）、トイレ改修事業が国の補正予算と合わせ3月補正に計上し、4年度へ繰り越すこととしたことなどが大きな減額の要因となっております。繰越を予定しているトイレ改修事業の町債、地方債の借入れが2億8,400万円、道路橋梁の借入れを2,700万円予定しておりますので、令和4年度全体で6億8,310万円の地方債借入れを予定しているところであります。

最下段では、1 款から12 款と臨時財政対策債を合わせた一般財源を記載しております。令和3年度に比べ1億2,675万円増の56億3,158万円を見込んでおりますが、歳入歳出見積りの結果、19 款の繰入金の下になります。一般財源が不足する額、3億8,000万円につきましては、財政調整基金から繰り入れ予算編成を行っており、3年度予算に増して大変厳しい予算編成となっております。

ここで、19 款、繰入金を見ていただきますと、令和3年度予算に比べ7,805万6,000円、率にして18.5%の増としております。この要因ですが、議案第11号、令和3年度一般会計補正予算（第8号）でご説明しました減債基金繰入金を6,900万円計上していることが主な要因で、この国の措置がなければ4億4,900万円の財政調整基金の繰入れとなっていたこと、また、歳出のところでご説明いたしますが、下水道事業会計への繰出しにおいて、令和2年度決算時の内部留保資金8,200万円を令和4年度の繰出額から差引き計上していなければ5億3,100万円もの財政調整基金を繰入れしなければならない状況でありまして、財政状況の急速な悪化が懸念されます。

歳出の概要ですが、概要書の7ページに款項別に・・・。

議長 提案内容の説明中ですが、暫時休憩いたします。
再開を13時といたします。

◇

休憩 午後 0時00分
再開 午後 1時00分

◇

議長 会議を再開いたします。
企画財政課長 概要書の7ページから参ります。
歳出の概要ですが、概要書の7ページに款項別に予算額と令和3年度との増減

等の一覧をお示しし、13ページから22ページにかけまして、総合計画の6本の柱ごとに総括的に主要事業を取りまとめております。事業名称・概要の前に、新規事業の表示のほか、福崎町総合戦略に位置づけた事業は「創」、行政改革の事項につきましては「行」でお示ししておりますので、後ほどお目通しください。

各目等の説明に入ります前に、一般職員の配置員数、人件費につきまして総括的にご説明申し上げます。議案資料1ページをお願いいたします。

この資料では、一般会計の目ごとと、特別会計ごとの配置職員数、それぞれの一般職員の増減理由と総人件費をお示ししております。1行目の一般会計に属する職員数は、任期の定めのない職員、いわゆる正規職員は127人、再任用職員4人と、会計年度任用職員・臨時職員で327人の合計458人であります。

2ページをお願いいたします。

下から2行目になります。全会計では、正規職員148人、再任用職員6人、会計年度任用職員・臨時職員で342人の合計496人です。正規職員は1名の増、再任用職員は2名の増、会計年度任用職員・臨時職員は6名の増です。全会計で、人件費総額では、令和3年度当初予算比較で727万5,000円減の18億1,270万円です。一般会計における人件費総額は、令和3年度当初予算比較で208万3,000円減の16億2,319万7,000円です。

一般会計における人件費の主な増減内訳は、職員給が259万7,000円の増、職員手当が人勧による支給月数改定による期末勤勉手当や選挙手当の減などにより760万8,000円の減、退職手当組合負担金は、令和3年度会計年度任用職員の2か年分の負担をしていたのが1年分となることにより1,163万8,000円の減と、退職者の減により退職手当組合特別負担金が744万4,000円の減、共済組合の負担金が、会計年度任用職員の県共済加入実績と負担率の増などにより501万7,000円の増、これに合わせ社会保険料の負担金が342万2,000円の増などです。

なお、全会計の一般職に係る給与費明細書につきましては、議案資料3ページから4ページに添付しておりますので、審議の参考としてください。

それでは、事項別明細書にて歳出のご説明をいたします。

107ページ、108ページをお開きください。限られた時間でするので、各目の予算額や目の概要説明は省略させていただき、大きく予算額が増減する事業や新規事業の説明を中心に申し上げます。

また、説明の内容では、町長からの冒頭の挨拶、各課重点事項と重複する部分も多々ございますが、ご了承ください。議会費から順次説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

歳入歳出についての説明は以上でございます。

次は、議案にお戻りください。

第2条は、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債について、第2表に計上しておりますので、議案の5ページから7ページをご覧ください。歳入、町債でご説明申し上げました額を、それぞれ目的ごとに限度額として計上しております。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれに記載のとおりしております。

次に、議案の第3条ですが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は15億円と定めています。

第4条は、歳出予算の流用ですが、第1表に定めた各項の予算について

て、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、流用できる場合として、各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合、同一款内において、これらの経費を流用できることとするものであります。

以上、議案第16号、令和4年度一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第19 議案第17号 令和4年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第20 議案第18号 令和4年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について

日程第21 議案第19号 令和4年度福崎町介護保険事業特別会計予算について

議 長 日程第19、議案第17号、令和4年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算についてから、日程第21、議案第19号、令和4年度福崎町介護保険事業特別会計予算についてまでの3件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第17号、令和4年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ19億7,670万円とするものです。

また、第2条は、一時借入金の最高額を8,000万円と定めるものです。

議案第17号資料1ページから6ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

資料の1ページをご覧ください。

令和4年度の予算編成方針です。国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤をなす制度として、地域住民の健康の保持・増進、福祉の向上及び生活の安定に重要な役割を果たしています。しかしながら、その財政運営は、急速な被保険者の高齢化や医療の高度化などによる医療費の増加、また、離職者や低所得者が多いという制度の構造的な問題を抱え、非常に厳しい状況にあります。

このような課題に対応し、制度の安定化を図るため、平成30年度に大きな制度改正が行われました。財政基盤を強化するよう国の財政支援が拡充されるとともに、兵庫県が財政責任主体として事業運営に加わり、町においては、資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業などの地域におけるきめ細やかな事業を行っています。

令和4年度に実施される制度改正の主なものは、課税限度額の見直しと未就学児に係る保険税均等割額の2分の1軽減などです。

令和4年度予算については、医療費の動向、被保険者数の増減などを勘案しております。被保険者数につきましては減少傾向にあり、3,500人と見込んでおります。

歳出においては、その大部分を占める保険給付費について、過去3年間における給付状況や対前年度伸び率などを勘案し、県の推計金額を基に計上しています。保険給付費一般分について、療養給付費は12億600万円、対前年度当初予算比0.9%増、療養費1,000万円、対前年度当初予算比9.1%減、高額療養費1億8,220万円、対前年度当初予算比9.0%増を見込んでいます。

国民健康保険事業費納付金については、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に区分して、県から示された金額を計上しています。

保健事業費については、第3期福崎町特定健康診査等実施計画に基づき、特定

健康診査、特定保健指導を実施し、健診受診率の向上と生活習慣病の予防に努めるとともに、第2期福崎町データヘルス計画に沿った効率的な保健事業を実施します。また、人間ドック、脳検査助成事業、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知、レセプト点検などにより、保健事業の充実と医療費の適正化に努めます。

次に、歳入の保険税に関してですが、県から示された標準保険料率等を参考に税率を設定します。現年度分につきましては、収納率95.4%、3億1,760万円を見込んでいます。

県支出金については、保険給付費に対する普通交付金、町の各種取組に対する特別交付金として、県の推計金額を参考に計上しています。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で、議案第17号の説明を終わります。

続きまして、議案第18号、令和4年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億9,330万円とするものです。

議案第18号資料1ページから4ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

資料1ページ、当初予算資料をご覧ください。この特別会計の歳入は、兵庫県後期広域連合が賦課する保険料の徴収と、保険料軽減分を県と町で公費負担する保険基盤安定負担金及び職員給与費と事務費をともに一般会計から繰り入れるものです。

歳出は、一般管理費の職員給与などと保険料徴収事務経費及び保険基盤安定負担金と保険料を合わせて広域連合に納付するものです。

資料の2ページをお願いします。75歳以上が加入する後期高齢者医療の保険料率の改定になります。資料には案としておりますが、2月14日に広域連合議会が開催され、お示ししておりますとおり、令和4年度・5年度の保険料率などが決定をしました。診療報酬の改正と合わせ、2年に一度改定されます。令和4年度・5年度の保険料率は、均等割額が年額5万1,371円から5万1,477円に1,224円の改定減となり、所得割率は10.49%から10.28%に0.21%の改定減となります。保険料上昇抑制のため、令和3年度末までの剰余金を積み立てた広域連合の給付費準備基金200億6,000万円を全額活用し、1人当たり平均年保険料を9,677円軽減し、現行の8万6,924円から8万3,517円に3,407円、3.92%の減額となります。

右側をご覧ください。

賦課限度額ですが、現行の64万円から66万円に2万円引き上げられます。

資料の3ページの右側をご覧ください。

広域連合では、2年間平均で1人当たり給付費を97万1,407円と見込み、被保険者数は兵庫県全体で85万6,911人として保険料を算定しています。

資料4ページをご覧ください。

窓口負担割合の見直しです。令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方については、窓口3割負担の現役並み所得者を除いて窓口負担割合が2割になります。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で、議案第18号の説明を終わります。

議 長 提案説明の途中ですが、休憩を行います。
再開を2時15分といたします。

◇

休憩 午後 2時00分
再開 午後 2時13分

◇

議 長 会議を再開いたします。

健康福祉課長 続きまして、議案第19号、令和4年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ17億7,400万円と定めるものです。

議案第19号資料1ページから4ページにお示しをしておりますので、ご参照ください。

資料の1ページをご覧ください。

予算編成方針となります。令和4年度は、第8期事業計画の2年目になります。平成12年4月から介護保険制度が施行され、今年度で23年目を迎え、制度が定着し、サービス給付費も年々増加しています。令和4年度の予算編成は、第8期事業計画に基づき積算しています。

歳出では、事業計画の被保険者数5,504人を見込み、要介護認定者数は985人を見込んでいます。サービス給付費は、令和3年度実績見込みから推計し、居宅サービス、施設サービス共に増加を見込み16億4,000万円、対前年度当初予算比3.2%増を見込みました。

地域支援事業は、新型コロナウイルス感染症による外出控えや介護予防事業の休止で高齢者の活動能力の低下が懸念されることから、介護予防事業などの利用による活動能力の改善に努めます。各補助構成枠の上限額以内を設定し、保健師等人件費を合わせ7,892万8,000円を見込んでいます。

歳入においては、第1号被保険者保険料、国、県、町による介護給付費負担金、市町の高齢化率及び所得分布状況を勘案して決められる介護給付費調整交付金、第2号被保険者保険料からの支払基金交付金が保険給付費の財源となります。

また、地域支援事業は、介護予防・生活支援サービス事業、介護予防ケアマネジメント事業、一般介護予防事業からなる総合事業と、地域包括支援センターの運営、社会保障充実に係る事業からなる総合事業以外の包括的支援事業及び任意事業の交付金が財源となります。それぞれ歳出に見合うルール分を計上しております。

資料2ページをご覧ください。

令和4年度の介護保険事業の主な改正点です。

介護職員の処遇改善として、令和4年10月以降、介護職員の収入を3%程度引き上げる報酬改定が行われます。対象サービスにより0.5%から2.4%の加算率が設定されます。この報酬改定については、予算編成後に示されたため、4年度の当初予算では見込んでおりません。

第1表、歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で、議案第19号の説明を終わります。3議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第22 議案第20号 令和4年度福崎町水道事業会計予算について

日程第23 議案第21号 令和4年度福崎町工業用水道事業会計予算について

日程第24 議案第22号 令和4年度福崎町下水道事業会計予算について

議長 日程第22、議案第20号、令和4年度福崎町水道事業会計予算から、日程第24、議案第22号、令和4年度福崎町下水道事業会計予算についてまでの3件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 3企業会計の令和4年度予算につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第20号、令和4年度福崎町水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをご覧ください。第2条、業務の予定量については、給水戸数は8,200戸で前年度と同数、年間給水量は248万立方メートルで、前年度比4万立方メートルの減、1日平均給水量は6,800立方メートルで、前年度比100立方メートルの減としております。

主な建設改良事業は、令和3年度に引き続き、工業団地に向かって配水しております西谷地区の老朽管を更新する予定としております。また、向こう5年間で、福田水源地から三宮配水池への送水管を更新する予定としており、令和4年度はその1年目として、工事に係る詳細設計と送水管布設に支障となる三宮配水池周辺の旧総配水管を撤去いたします。そのほか、井ノ口水源地では、老朽化した濁度計を更新いたします。

議案第20号資料9ページには位置図を添付しておりますので、ご参照ください。

1ページ、第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の水道事業収益が4億3,030万円で、前年度比0.9%の減、支出の水道事業費用は4億1,860万円で、前年度比2%の減としています。

第4条の資本的収入及び支出は、2ページ、資本的収入は1,230万円、資本的支出は1億6,100万円としています。前年度に比べて収入が大きく減となった要因は、前年度は工業団地造成事業会計からの返還金3億1,000万円を計上していたためでございます。

なお、1ページ下段、第4条の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億4,870万円につきましては、括弧書きに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額998万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1億3,871万1,000円で補填する予定としております。

2ページ、第5条は、債務負担行為を新たに設定するもので、内容は水道施設運転管理業務委託について、令和5年度から令和7年度までの3年間、限度額6,600万円を計上するものでございます。

議案第20号資料10ページをお開きください。

水道施設運転管理業務委託について、その目的や業務内容などをお示ししております。

まず、最下段の備考のところにも記載をしておりますが、現在も本業務を民間委託しています。その契約期間が令和5年3月31日で満了することから、新たに3年間の委託契約を締結したいと考えております。

資料中段、業務時間は、昼間は8時半から17時15分、夜間については緊急出勤のための待機態勢を取ることを条件としています。業務体制は、平日2名、土日祝日は1名体制で、年間を通しての業務体制としております。また、記載の資格を有する者を1名以上配置することとし、レベルの高い施設管理を目指していきます。

業務内容は記載のとおりで、施設の運転管理はもちろんのこと、軽微な漏水修理工事や水道メーターの開閉栓業務なども行います。また、業者の選定方法につきましては、公募型のプロポーザル方式を予定しています。引き続き、民間の技術力や知識などを活用し、これからも安全安心な水道水を安定的に供給していきます。

議案2ページにお戻りください。

中段、第6条は一時借入金の限度額、第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条は議会の議決を経なければ流用することができない経費、第9条は他会計からの補助金、第10条は棚卸資産購入の限度額について、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

次に、予算の内容につきまして説明いたします。予算に関する説明書をご覧ください。

全会計のうち、後ろ3会計が企業会計となっております。水道事業会計の1ページ、2ページをお開きください。こちらが実施計画となります。この明細を17ページ以降に記載していますので、そちらで説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出です。支出から説明いたしますので、18ページをご覧ください。支出は、営業費用が4億229万9,000円で、原水及び浄水費では、19ページ最上段の動力費で、電気代の上昇分を見込み、前年度と比べ増額としております。

その下の配水及び給水費では、職員の人件費の減や委託業務が減ったことによる委託料の減を見込んでいます。

20ページは、事務処理に要する経費であります総係費、そのほか減価償却費、資産減耗費を計上しております。

21ページの営業外費用1,629万1,000円は、企業債の支払利息、漏水還付金、そして消費税納付金でありまして、前年度と比べ建設改良工事が増えたことにより、消費税の納付金が約400万円減額となる予定でございます。

17ページにお戻りください。収入は、営業収益が3億3,446万7,000円、うち水道料金は3億2,333万6,000円で、年間の使用水量が減少すると見込まれることから、前年度と比べ341万1,000円の減としております。営業外収益は9,582万3,000円、主なものは、長期前受金戻入が8,606万7,000円、水道加入分担金848万円などがございます。

次に、資本的収入及び支出です。23ページの支出から説明をいたします。建設改良費は、冒頭の業務の予定量に記載している事業などで1億2,013万6,000円、固定資産購入費は、令和5年度から実施する予定としております八反田水管橋更新工事のための右岸側用地購入費で100万円、企業債償還金は、9月に償還が終了する企業債があることから、前年度と比べ約460万円減の3,986万4,000円を計上しております。

22ページにお戻りください。

資本的収入及び支出の収入です。工事負担金は、給水工事の負担金1,025万4,000円、固定資産売却代金は、今後利用見込みのない旧田口加圧ポンプ場の土地を売却する予定で、その売却代金100万円を計上しております。

なお、議案第20号資料1ページからは、それぞれの積算内訳などを記載したものを添付しておりますので、ご参照ください。

予算に関するその他説明資料としましては、3ページが予定キャッシュ・フロー計算書、4ページから6ページは給与費明細書、8ページは令和3年度の予定損益計算書、9ページからは令和3年度末の予定貸借対照表、13ページか

らは令和4年度末の予定貸借対照表をお示ししていますので、それぞれご参照ください。

以上、議案第20号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第21号、令和4年度福崎町工業用水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをご覧ください。第2条、業務の予定量ですが、給水事業所数は29事業所で、前年度と同数、年間給水量は57万6,000立方メートル、前年度比2万8,000立方メートルの減、1日平均給水量は1,580立方メートルで、前年度比70立方メートルの減としております。

建設改良事業では、中播消防署西側の七種川を横断する水管橋が老朽化しているため、耐震詳細診断を実施し、更新についての検討を行います。

中段、第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の工業用水道事業収益が4,710万円で、前年度比0.9%の増、支出の工業用水道事業費用は4,320万円で、前年度比6.7%の減を見込んでいます。

第4条の資本的収入及び支出は、2ページになりますが、資本的収入はなく、資本的支出は3,480万円としています。前年度と比べて支出が大きく増えた要因は、先ほど説明いたしました七種川水管橋の診断を実施することによるものでございます。

1ページに戻っていただきまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,480万円につきましては、第4条括弧書きに記載のとおり、過年度分損益勘定留保資金で全額補填するものとしています。

2ページです。中段、第5条は一時借入金の限度額、第6条は予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条は議会の議決を経なければ流用することができない経費について、それぞれ記載のとおり定めるものです。

次に、予算の内容について説明いたします。予算に関する説明書の工業用水道事業会計1、2ページをお開きください。実施計画となりますが、説明につきましては、17ページ以降の明細書で説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出です。支出から説明いたしますので、18ページをご覧ください。支出は、営業費用が4,174万円、主なものは、送水及び配水費では、修繕費で新町水源地の送水ポンプの修繕工事を予定しています。その下の動力費では、電気代の上昇分を見込み増額としています。次の19ページでは減価償却費などを計上しています。営業外費用は146万円で、前年度と比べ約180万円の減となっています。この要因は、最下段の消費税が建設改良工事の増によりまして納付から還付になったことによるものでございます。

次に、17ページにお戻りください。収入でございます。営業収益は3,600万円で、水道料金は、前年度と比べ26万円減の3,574万円を見込んでいます。営業外収益は1,110万円で、長期前受金戻入が主な収入となります。

続きまして、20ページの資本的収入及び支出です。収入はありません。支出は、建設改良費で七種川水管橋の耐震詳細診断、固定資産購入費では、新町水源地に災害時の備えとして非常用電源装置を設置する予定としております。企業債償還金は元金の償還で837万4,000円を計上しています。

なお、議案第21号資料では、それぞれの積算内訳などを記載したものを添付しておりますので、ご参照ください。

予算に関するその他説明資料としましては、3ページが予定キャッシュ・フロー計算書、4ページから6ページが給与費明細書、8ページが令和3年度の予

定損益計算書、9ページからは令和3年度末の予定貸借対照表、13ページからは令和4年度末の予定貸借対照表をお示ししておりますので、それぞれご参照ください。

以上、議案第21号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第22号、令和4年度福崎町下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

第2条に定めた業務の予定量は、接続件数5,810件、前年度比40件の増、年間総処理水量は245万900立方メートルで、前年度比9万8,000立方メートルの減、1日平均処理水量は6,720立方メートルで、前年度比260立方メートルの減としています。

主な建設改良事業は、ストックマネジメント計画に基づく福崎浄化センター膜カートリッジの更新工事、及び老朽化したマンホールポンプ通報装置の改築工事を実施する予定としています。内水対策としまして、川すそ雨水幹線工事並びに直谷第2雨水幹線工事の延伸整備などを予定しております。

議案第22号資料8ページ、9ページに位置図を添付しておりますので、ご参照ください。

第3条は、収益的収入及び支出です。下水道事業収益は9億4,000万円で、前年度比31%の減、下水道事業費用は10億520万円で、前年度比25.3%の減としています。また、下水道事業基金の取崩しは、減価償却費及び支払利息に充て、受取利息を基金に積み立てるため、3条に補記しております。なお、支出が収入を上回っていますが、この赤字については過去に一般会計から繰り入れて留保した資金約8,200万円を一旦精算するため、収入において繰入金で調整したことによるものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、2ページをお願いいたします。資本的収入は6億2,970万円で、前年度比5%の減、資本的支出は10億4,210万円で、前年度比3.8%の減を見込んでいます。

1ページにお戻りください。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億1,240万円は、括弧書きに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,102万6,000円、過年度分損益勘定留保資金3,562万2,000円、当年度分損益勘定留保資金3億1,015万6,000円及び繰越利益剰余金4,559万6,000円で補填するものとしています。

2ページです。第5条は、債務負担行為を設定するもので、内容は農業集落排水処理施設保守点検清掃業務について、令和5年度からの2年間、限度額3,580万円と定めます。

第6条は、企業債の目的、限度額などで、上段は下水道事業債、下段は資本平準化債について、限度額、方法、利率、償還方法をそれぞれ記載のとおり定めるものでございます。

第7条では一時借入金の限度額、3ページ、第8条は予定支出の各項の経費の金額の流用、第9条は議会の議決を経なければ流用することができない経費、第10条は利益剰余金の処分、第11条は棚卸資産購入の限度額について、それぞれ記載のとおり定めています。

次に、予算の内容について説明いたします。予算に関する説明書の1、2ページが実施計画となっておりますが、説明につきましては、20ページ以降の明細書で説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出の支出から説明いたしますので、21ページをお開きください。

下水道事業費用は、営業費用が8億8,894万2,000円で、前年度と比べ約3億3,000万円の減となっています。主な要因は、23ページの資産減耗費が3億2,000万円減となったことによるものでございます。これは工業団地の污水管閉塞による固定資産の除却費で、令和3年度は残存価格が多く残る企業団地側の污水管を中心に閉塞工事を行った結果、除却費が大きく増えました。令和4年度は工業団地側の污水管を閉塞する予定で、設置から年数が経過している資産のため、除却費も減少しています。そのほか21ページは管渠費、ポンプ場費、処理場費などの維持管理に要する費用、22ページでは業務費、総係費などの事務処理費用、23ページは減価償却費と、先ほどの資産減耗費を計上しています。

また、営業外費用は1億1,625万8,000円で、企業債利息や消費税納付金、漏水還付金などを計上しています。

次に、収入です。20ページをお願いします。下水道事業収益は、営業収益が4億2,455万8,000円、下水道使用料は、接続件数が順次伸びていることから、前年度当初より335万4,000円増の3億9,850万8,000円を見込んでいます。一般会計からの繰入れについては、総務省繰出基準に基づくものを負担金、基準外の経費に対するものを補助金として、営業収益及び営業外収益でそれぞれ受け入れます。繰入額は前年度と比べて全体で約1億円減少しています。営業外収益は5億1,544万2,000円で、前年度と比べ約4億2,000万円の減となっています。これは支出の資産減耗費が減少したことにより、長期前受金戻入が約3億2,000万円減少したことが大きな要因となっています。そのほか、消費税還付金などを営業外収益で受け入れます。

続きまして、資本的収入及び支出です。支出から説明いたしますので、25ページをお開きください。

資本的支出です。建設改良費は4億4,000万1,000円で、冒頭、業務の予定量で説明申し上げました各事業などに要する需用費や人件費を、管路整備費、管路改良費、雨水の管路整備費及び26ページの処理場改良費として計上しています。固定資産購入費は非常時のための予備ポンプ購入費、企業債償還金は元金の償還予定額5億9,387万1,000円で、前年度と比べ、僅かに増となっております。

続いて、収入です。24ページにお戻りください。資本的収入は、建設改良事業に係る企業債や社会資本整備総合交付金の国庫補助金、新規ます設置に伴う各負担金などを計上しています。また、一般会計からの繰入れについては、資本費平準化債を借り入れても、なお不足する額を出資金で受け入れます。

その他の予算に関する説明書につきましては、3ページが予定キャッシュ・フロー計算書、4ページから6ページが給与費明細書、8ページからは令和3年度の予定損益計算書、9ページからは令和3年度末の予定貸借対照表、15ページからは令和4年度末の予定貸借対照表をお示ししておりますので、それぞれご参照ください。

以上、議案第22号の説明とさせていただきます。3議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

議 長 日程第25、議案第23号、福崎町道路線の廃止についてを議題といたします。
本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 議案第23号、福崎町道路線の廃止について、ご説明申し上げます。

当議案は、道路法第10条第3項の規定によりまして、福崎町道路線を別紙のとおり廃止することについて議会の議決を求めるものでございます。

議案別紙をご覧ください。

廃止いたします路線、4級850号線です。路線の位置等につきましては、議案第23号説明資料をご覧くださいと思います。本路線は桜区内の道路で、起点は高岡字竹之後1403番2地先から、終点は高岡字東山上1956番19地先まででございます。こちらの路線は、現在、兵庫県において実施されています高岡福田地区のほ場整備区域内、こちらにおきまして認定されています路線でございます。事業の進捗によりまして、道路形態がなくなっておりますので、今回廃止するものでございます。

なお、新たな町道の認定につきましてですが、事業完了後になると思われませんが、改良区や地元区と調整を行いながら検討していきたいというふうに考えております。

以上、議案第23号、福崎町道路線の廃止についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願いいたします。

議 長 以上で、本定例会1日目の日程は終わりました。次の定例会2日目は、3月8日火曜日、午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時51分